

特100

512

朝見式勅語講話



始



持100

512

金光教本部考卷所寄贈本



勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位
一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘ
カラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘ

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺
リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ
伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ
頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整

績咸熙リ國威維揚ル其盛德鴻業萬
民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾
テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ
繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由
リ之カ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺
業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク
先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦
和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕
カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ

朝見式勅語講話

曩さきに先帝せんていの御不例ごふれいに渡わたらせらるゝ趣おもむき御公表ごこうひょうがありま
して以來このかた我々われら國民くわんみんは憂懼うれはいに堪たへないで、日夜にちや至誠まことを以もつ
て速すみやかに御平癒遊ごへいゆあそばされんことを祈いのり奉たてまつりましたが、其そ
の詮かひもあらせられず、終つひに七月ななつき三十日にちご午前ぜん零時れいじ四十三
分ぶんといふに、崩御遊はうごあそばされたのは、御同様ごどうやう何なんとも恐おそ
れ入いつた次第しだいであります、かくて同日どうじつ午前ぜん一時じ踐祚せんその
御式ごしきがあらせられて、今迄いままでの東宮殿下とうぐうでんは、目出度めでたく天皇てんわうの
御位みくらひに即つかせられ、年號ねんごうを大正たいしやうと改め給たまひ、越こえて三十

一日午前十時新帝陛下には宮中の御正殿に於て朝見の御盛儀を擧げさせられました。今其御模様を漏れ承るに伏見宮、閑院宮、同妃、東伏見宮、同妃、伏見若宮、同妃、久邇宮、同妃、梨本宮、同妃、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、同妃、竹田宮、同妃、各殿下は何れも御正装御正服に、金光燦爛たる勳章大綬を佩びさせられ、定刻前に御参内、兩陛下に御對顔あり、西園寺首相以下大臣元老、樞密顧問官、元帥大將、其外文武百官數百名は、多くは夫人同伴にて大禮服佩勳の上、十時迄に朝集所に参集し、式部官に前導され、御正殿に入り、序列正しき定の席に着きたる頃、式部

官警蹕し、戸田式部長官、渡邊宮内大臣の御前行に依り、天皇陛下には大元帥の御正装(黒色金鈕附、兩肩章)には龍の刺繡あるものに、大勳位其他御佩用の上、出御あらせられ、正面の御椅子に着御、侍従は劔璽を奉じ、波多野侍従長、田内侍従以下各侍従、村木武官長以下各侍従、武官等御椅子の後部に侍立、伏見宮殿下以下各皇族殿下供奉しました。皇后陛下には白色の通常御禮服に一等寶冠章を佩びさせられ、一條大夫の御前行に依り、正親町女官以下各女官扈從、閑院宮妃殿下以下各宮妃殿下供奉、天皇陛下の左手の御椅子に着かせられました。此

時一同起立して最敬禮を行ひましたとき天皇陛下に
は朝見の勅語を賜り西園寺首相は御前に参進し恭しく
奉答せられましたといふことであります。これより
謹んでその勅語を奉讀し且つは大御心の有らせらる
る所の萬一を伺ひ奉らうと思ひます。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇
位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢
スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式
ヲ行ヘリ

この一段は先帝の崩御遊ばされたにより、新に御位に
即かせられた事を宣はせられたものであります。
朕とは陛下御自身を仰せらるゝ御言葉で、さて宣ふや
う、「此度はおもひがけなくも、先帝が崩御遊ばさるゝと
いふ様な不幸に出逢つた、何とも悲しく痛ましき限り
である、しかし天皇の位は憲法に定められて有る通り、
國の元首にして、統治權を攬り總べ行ふものなれば、一
日たりとも空けて置く譯には参らぬ、國家の政は暫時
たりとも捨て置く譯には行かないから、朕は此の大喪
中にもかゝはらず、踐祚の式を行つて、天皇の位に即い

た」その仰であります。
實にや先帝が崩御遊ばされて御悲しみの御涙に暮れ
させ給へる中に、大御掟のまゝとは申せ御心情を拜察
し奉れば、何とも畏き次第であります。
序ながら踐祚と即位との區別を申しおきます、踐は履
むといふこと、祚は幸といふこと、即て皇位の意味、され
ば踐祚とは皇位を踐み天皇とならせらるゝことであり
ます、昔は踐祚即ち即位でありました、が、孝徳天皇の御
代より支那の制度を御用ひになるにつれて、即位の御
儀式も、それを擬ね給ひ、色々の御準備に日數を取るか

ら、先づ踐祚の式を擧げ、更に日を極めて、即位の大禮を
行はせらるゝ事となり、また、明治の御代となりまし
ては、皇室典範なり、登極令なり、御定になり、ましたから、
今はこれによりて行はせらるゝ次第であります、乃で
踐祚は先帝の崩御遊ばすと同時に、皇太子様が直に皇
位に即かせ給ひて、祖宗の神器を承けさせらるゝこと、
即位は諒闇御大喪中一ヶ年の後、秋冬の間に於て行は
せらるゝので、場所は京都と定まつて居ります。

願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ
膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外

交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ
典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武
備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ
盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔
ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

この一段は先帝の盛なる御徳と大なる御功業とを、今
更に頌め稱へ奉らるゝのであります。
さて思召す様、先帝には取分けて御すぐれになつた御
性質にて、御一新の御時運にめぐり逢はせ給ひ、鎌倉幕

府このかた、久しく武家が執り行ひ來りし政治をば、朝
廷の方に御取返しになり、今迄弛びし政治の大綱を張
らせ給ひて、御親ら萬の機を知食し、内には封建の制度
をやめて、海内一統の御政治を布き、廢れたるをば興し、
弊あるをば改め給ひ、外には列國との交際を厚くして、
或は條約の改正に、或は同盟の締結に、國の權力を伸ば
させ給ひ、帝國憲法の如き大御掟や、皇室典範の如き大
御典を制りて發布し給ひ、皇祖皇宗の遺し給ひ掟て給
ひし御訓を明にし、且つは天下萬民を慈しみ給ひ撫で
させ給ふた、しかも教育の道は、山の奥野のはて、到らぬ

限なく行き渡り、國民は何れも勅語の大御教に遵ひ奉り、皇軍の備は、海に陸に、足はぬ處なく整ひて、軍人は皆勅諭の大御心に副ひ奉つた、又戊申詔書を下し賜ひては、發展すべき國運と大國民の執るべき態度とを諭し給ひ、隨て殖産に興業にはた交通に衛生に、その外何くれとなく、凡ての事皆調ひ、萬の績皆廣まつた前には、清露二國とゆくりなく起りし仇波をもうち鎮め、後には韓國をも併せて領土を廣め給ひ、國の御光は天つ日と共に輝き渡つた、その盛なる御徳と大なる御功業とは、我が國民の諸共に仰ぎ奉り、他の國々の齊しく頌へ奉

る所で眞に今迄に會てなき事である』との仰であります。

誠や先帝御一代の御徳と御功業とは、この仰言に漏るる處はないと拜察致します、おもへば御不例と承りて以來、捧げまつりし國民の悃禱も御登遐と聞いて悼み奉る外人の贊辭も、皆この高き尊き御徳を仰ぎ奉り慕ひ奉りて、覺えずその行にもあらはれ、その言にも出たものどしかおもはれませぬ、漏れ承る處によれば、先帝の御病症は、夙くも日露戦争の時から萌し給ひしが、士氣の沮喪けんことを御氣遣遊ばして、二三の元老の

外へは知らせ給はず、その後京都に御静養遊ばさるゝ
様、某大官の御勸めまゐらせし砌にも、萬機の政は一日
も捨て置くべからずとて御聽しがなかつたこの御事、
只管に國を思ひ民を思ひ給ふ大御心の有りがたさは、
今更申し上げん様なく、かくて終に重らせ給うて、此度俄
に崩御遊ばれた事は返すくも恐れ入つた次第では
ありませんか。

とこしへに民安かれと祈るなる

我が世を守れ伊勢の大神

古のふみ見る度におもふかな

己か治むる國は如何にと
これ即て先帝御一代に於ける愛國愛民の大御心の總
べてを伺ひ奉る事が出来て何とも畏く辱なき極みで
あります。

夏の夜も寝さめかちにそ明かしける

世の爲おもふ事多くして

年々に思ひやれとも山水を

汲みて遊はん夏なかりけり

折柄に又此の兩首の御製を拜誦し奉るにつけても、只
熱き涙がこぼるゝ許りであります。

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權
ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章
ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ
先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス
有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕
ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致ス
ヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎
順セヨ

この一段は陛下の大御心のおはす所を御示しになり

まして又我々臣民には忠義を盡せ至誠を致せと諭し
給ふのであります。

「朕は今開闢以來天地と窮りなき萬世一系の天皇の位
に即き、この日本帝國を統べ治むる大權を承継いた
皇祖皇宗なる御先祖たちの建て給ひし大なる御謨に
遵ひ奉り、憲法に示されたる箇條／＼に由りて、誤るこ
となく萬機の政を執り行ひ、かくて先帝の遺し給ひし
盛大なる御功業を墜すことなきやうするは、朕の期す
る所である、されば役人共は、先帝に盡したと同様の精
神を以て朕に事へ、臣民共も亦一致和合同心協力して

忠實と至誠とを朕に捧ぐべきである、役人といはず、臣民といはず、爾等ごもは何れも朕の精神のある所をよくよく身に體けて忘るゝ事なく朕が成すべき大業をすゝめ助け順ひ成せよとの仰であります。伏して惟みれば、世界に國は多くありますけれども、萬世一系の帝位を踐み給ふものは只皇國があるばかりであります、されば皇國の天子様は現神と申上げまして、即て皇祖皇宗其儘の御出現であります、畏くも陛下には久しく東宮におはしまして、先帝よりうけ継ぎ給ひし睿明なる御性質をもつて、内外の學問を積ませら

れ、潛龍の御徳を養はせ給ひ、今や現神として新に大御位に即かせられしは、我々國民の仰ぎ奉りて幸福とする所であります、殊に先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシと宣はせ給ふに至りては、先帝より事へ來た御民我々は實に肺腑に沁み込みて有りがたく思はれます、されば我々國民は先帝御同様に否な寧ろそれ以上に、至誠を以て新帝に仕へ奉りて大御稜威の彌が上にも輝きます様祈り奉るは申す迄もない事であります。

さてこれより西園寺首相の奉答文を朗讀致します。

臣公望 誠惶誠恐伏シテ言ウス

大行天皇奄ニ登遐アラセラレ臣民憂懼措ク所ヲ知ラス今

叡聖文武ナル天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ茲ニ彝訓ヲ垂レ給フ

聖猷遠ク慮リ睿圖遺スナク上ハ

先帝ノ鴻業ヲ讚キテ憲法ノ條章ニ循ヒ下ハ億兆ノ

和協ヲ獎メテ忠誠ノ私情ヲ輪サシメ以テ

祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔ニ宇

内ノ齊ク仰ク所ニシテ臣庶ノ永ク頼ル所ナリ 臣等

聖勅ヲ拜シ感激ノ至ニ勝ヘス今ヨリ後益々匪躬ノ節

ヲ效シ夙夜淬礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ以テ

聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ 臣公望 誠惶誠恐頓首謹

ミテ奏ス

これは陛下の御家來とある公望が謹みて申し上げま

す大行天皇様御謚號を奉る迄先帝を稱へ奉る言葉が

俄に御隠れ遊ばしまして臣民は何とも恐れ入つた次

第であります、今や文武兼ね備り、さどく聖の君と在ら

せらるる天皇陛下が御位を御繼ぎ遊ばして、こゝに結

構なる御訓を下し賜りました、伏して惟れば漏れ落つ
る事なく、しかも遠く慮らせ給ふ大御謀上は先帝の大
なる御功業を継ぎ憲法の箇條に循ひて萬機の政を繼
はせ給ひ下は我々臣民共が一致和合して、忠誠の至情
を以て事へ奉らしめ、かくて皇祖皇宗の大稜威を天地
と共に幾久しく輝し給はんとの大御心、これ寔に他の
國々迄も齊しく仰ぎ見る所で、又我々臣民共の永く頼
り恃み奉る所であります、臣等は今御勅語を戴きまし
て何とも感激の至りに堪へませぬ、此から後は益々一
身の私を忘れて、皇上の爲にあらん限りの忠節を竭し、

晝となく夜となく勉め勵みて、進み行く皇國の御運を
彌が上にも進ませんやう扶翼け奉りて、大御心に答へ
奉らんことを御誓ひ奏しあげます」といふ意味合であ
ります。

この首相の御答は、即ち我々臣民が御答へ申上げたど
同様でありますから、この御誓申した事柄を實行して
こそ眞に新帝陛下忠良の臣民と申すことが出来ます、
更に諸君は一面に

神國の人に生れて神と皇上との大恩を知らぬ事
我身は我身ならず皆神と皇上との身と思ひ知れよ

270
334

大正元年八月十日印刷
大正元年八月十三日發行

〔非賣品〕

發行者兼
著作者

代表者
金光教本部出張所
畑 徳 三 郎
東京市神田區和泉町壹番地

印刷者

神 谷 岩 次 郎
東京市日本橋區兜町二番地

印刷所

東京印刷株式會社
東京市日本橋區兜町二番地

信心してまめで家業を務めよ君の爲めなり國の爲めなり
この神訓にも副ひ奉りて、本教の教徒たり信者たるが故に、他の一般國民に勝りて居るといはるゝ様致されて、教祖の神の御靈徳にも報い奉る事が肝腎であります。

終

